

# 1860年イギリス学校体罰死事件に関する

## 報道と教育論評

—ホープリ—事件裁判の教育史的再構成(1)—

教育学コース 寺 崎 弘 昭

Newspapers and Educational Journals on School Corporal Punishment  
in Nineteenth Century England

: Regina v. Hopley of 1860 reconsidered, Part I

Hiroaki TERASAKI

In this paper, the writer has attempted to reconsider a manslaughter case against a schoolmaster (*Regina v. Hopley*, 1860) by examining contemporary newspapers and educational journals. Through this research, he intends to clarify not only the incident itself but also public reactions and opinions for/against school corporal punishment.

*Regina v. Hopley* had been regarded as an archetype of legal cases of school corporal punishment in commentaries on the laws of England, until school corporal punishment was abolished in 1987. But, curiously enough, the incident itself and contemporary reactions have never been brought to light even by D. P. Leinster-Mackay ("Regina v Hopley: Some Historical Reflections on Corporal Punishment" *Journal of Education Administration and History*, vol. 9, no. 1, 1977). Because of such absence of full investigative research, we often tended to consider Regina v. Hopley to have been only a trivial and minor matter for contemporary people.

However, as the writer has provided a detailed picture on account of his investigation of local newspapers, the Hopley's incident was most sensational and caused a furor in England. Local newspapers enthusiastically reported the case in detail, and furthermore, submitted a profile of Hopley's career and their analyses of "The Eastbourne Tragedy".

Now, we can list up The newspaper items the writer has referred to is as follows:

1. *The Lewes Times, Eastbourne Chronicle and Hailsham Observer*.  
May 9 p. 1 & p. 4 "Brutal Case of Manslaughter, by Beating"  
p. 2 "A Schoolmaster Committed Manslaughter"  
May 16 p. 1 "The Inquest on Mr. Hopley's Case. Mr. Hopley at the Inquest and before the Magistrates."  
May 23 p. 1 "Mr. Thomas Hopley on the Wrongs which cry for Redress. Theory v. Practice"  
July 25 p. 4 "Manslaughter Case, The Queen v. Hopley "
2. *The Sussex Advertiser, Surrey Gazette, and West Kent Courier*.  
May 1 p. 5 "Coroner's Inquest"  
May 8 p. 4 "The Terrible Catastrophe at Eastbourne"  
p. 7 "Committal of a Schoolmaster for Manslaughter, at Eastbourne"  
July 24 pp. 3-5 "Trial of Mr. Hopley for Manslaughter"  
July 24 (Special Assize Edition) pp. 2-3 "Trial of Mr. Hopley for Manslaughter"
3. *The Sussex Express, Surrey Standard, Herald of Kent Mail, and County Advertiser*.  
April 28 pp. 4-5 Article without captions begins: 'An inquest...'  
May 5 p. 5 Article without captions begins: 'The greatest excitement...'  
May 5 p. 6 "Alleged Death of a Pupil from Excessive Punishment at Eastbourne."

- July 24 pp. 2-3 "The Eastbourne Tragedy. Trial of Thomas Hopley"  
 July 28 p. 6 "The Eastbourne Tragedy Concluded"
4. *The Brighton Observer, Fashionable Arrival List, and County Intelligencer.*  
 May 4 p. 3 "A Brutal Affair"  
 May 11 p. 2 "The Eastbourne Tragedy"  
 July 27 p. 2 "The Eastbourne Tragedy"  
 p. 3 "Sussex Summer Assizes"
5. *Brighton Examiner, Fashionable Directory, Sussex County Journal, & General Advertiser.*  
 May 8 p. 3 "Charge of Manslaughter against a Schoolmaster"  
 July 24 p. 3 "The Eastbourne Manslaughter Case"  
 July 31 p. 2 "Corporal Punishment"

Furthermore, most of English and Scotch principal newspapers also reported the trial of Hopley (July 23, 1860) and made comments on the incident; *The Times*, *The Illustrated London News*, *Saturday Review*, *The Bristol Mercury*, *The Manchester Guardian*, *The Caledonian Mercury* (Edinburgh), and so on.

It is certain, as English legal textbooks state, that *Regina v. Hopley* permitted a "moderate and reasonable" corporal punishment. But on the other hand, it is more certain that the "brutal affair" stimulated and gave an outlet to popular feelings averse to corporal punishment. For example, *The Sussex Advertiser* pointed out how "miserable desire" to establish an educational system "converted correction into cruel and brutally aggravated punishment", and *The Brighton Observer* demanded "the abolition of all corporal punishment in the schools of England" in order to prevent a recurrence of such tragedies.

## 目次

プロローグ—1860年4月22日イーストボーン

### I. ホープリー事件裁判の教育史的再構成にむけて

1. イギリス学校体罰判例の原型
2. 1860年ホープリー事件判決
3. ホープリー事件研究の新展開

### II. ホープリー事件をめぐる新聞報道

1. 『イーストボーン・クロニクル』  
—あるいは『ルーズ・タイムズ』

2. 審判—1860年5月2日  
『ルーズ・タイムズ』5月9日付  
ロバーツ医師の証言  
ホープリーの弁論

3. 検視報道から一転、逮捕報道  
地元紙の出遅れ

検視—1860年4月24日  
暗転—「イーストボーンの悲劇」  
暫定的小括

(以上、本巻)

4. 夏期巡回裁判一斉特別報道 (以下、次巻)  
—1860年7月23日

5. 報道のなかの論評

### III. ホープリー事件をめぐる教育論評

1. イングランドの教育雑誌
2. 教育雑誌のなかのホープリー事件論評

### 3. イングランド初の教育学講座教授の論評

エピソード—レクイエム

プロローグ—1860年4月22日イーストボーン

その日、穏やかな日曜日の朝、6時半頃、教師トマス・ホープリーは、いつものように自分の部屋を出て4階の子どもたちの部屋に向かって階段を昇っていった。子ども部屋には、エレン・ファウラーという名のナース・メイドが子どもの世話をし一緒に居るはずだった。しかし、ドアを開けようとしても開かなかった。そこで、ふと隣の部屋の少年のことが気にかかっていたのを思い出して、隣の部屋を覗いてみようとした。そのドアは、昨夜ホープリーがその部屋を立ち去るときそうしておいたとおり、半開きのままになっていた。昨夜、ホープリーは、生徒として預かって寄宿させていたその少年の頑固さと不服従の気質を改めさせようとして、遅くまで一緒に起きていたのであった。

昨夜は遅かったのだからいつものように早く起きなくてもいいんだよと声を掛けようと思い、少年の部屋に入ったホープリーは、これまた昨夜と同様に、少年がベッドの上で身体を丸めて寝ているのを見た。寝ている時のこの姿勢は少年の習慣だった。ホープリーは、「眠っている、と最初思った。」と後に証言している。

しかし、眠っているはずの少年の顔はいくらか緩んでいて、眼は少し開いていた。額に手を当ててみると冷た

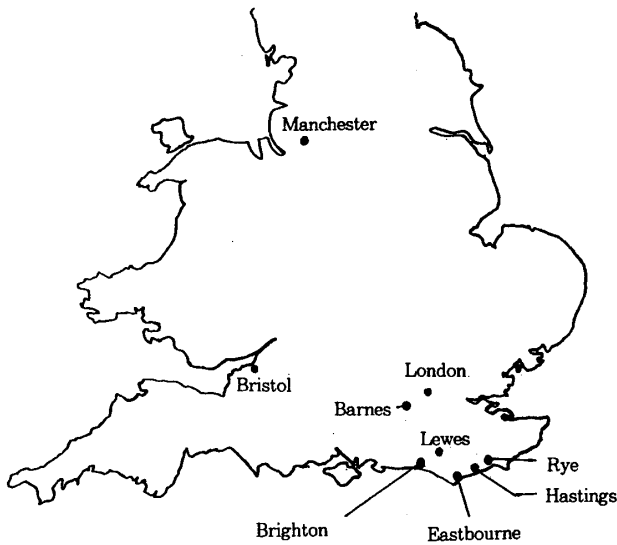


図1. イングランド略図 (各都市)

くなっていた。腕を曲げさせようとしたが、すでに堅くなっていた。少年は死んでいた。その部屋の窓からは、間近に迫る英仏海峡の海が広がっていた。

ホープリーの家は、英仏海峡を望むイーストボーン (Eastbourne) という町の最も海沿いの通り、グランド・パレードに面して建っていた。4階建てで、その下に半地下の階がある。そこに彼は、妻と二人の子どもたち、三人のメイド、それに三人の生徒を住ませ、私営学校を営んでいたのである。

イーストボーンは、今ではロンドンのヴィクトリア駅から列車 (サウス・セントラル) で南へ一時間半ちょっとのところにある、海辺のリゾート・タウンとして有名な町である。しかし、もともとはサセックス州の小さな地方の市場町にすぎなかった。それが、1849年5月14日、鉄道の支線がイーストボーンにまで繋がると同時に、一躍海辺のリゾート・タウンとしての名声を獲得するようになるのである。1860年に刊行された『新聞社名鑑 (The Newspaper Press Directory 1860, Mitchell and Co.)』には、イーストボーンが次のように紹介されている。

以前はたんに小さな市場町にすぎなかったが、最近ファッションナブルなウォーター・プレイス (watering-place) となった。海岸に面して位置しており、海水浴のための素晴らしい施設がある。また、鉄分を含んだ鉱泉もあり、名声を博している。

鉄道が通ったとはいえ、まだロンドン・ブリッジ駅から接続が良いときで3時間もかかったこの町は、しかし当時の海水浴ブームにも乗って一大海浜リゾート・タウ

ンへの道を走り始めていた。

ホープリーが州都ルーズ (Lewes) から移り住んだのは、ちょうどこの頃、数年前のことだった。結婚もした。家を構えたのは、リゾートの中心、グランド・パレード通りだった。鉄道でやって来た客は、まずイーストボーン駅に着くとそのまま南東にターミナス通り (Terminus Road) を下る。その通りは、半マイルほどで海沿いの賑やかな通りに突き当たることになる。それがグランド・パレードだ。現在では、その交差点の近くに観光用の大栈橋がある。しかしこれは、ホープリーが住んでいた時にはまだ存在しなかった。それは、1866年から1872年にかけて、ユージニアス・バーチ (Eugenius Birch) のデザインで、経費13,400ポンドでつくられた。グランド・パレードの遊歩道の真ん中に位置するバンド・スタンドも、1882年の作だから、これもホープリーの後のことになる。彼は、自分の家のすぐ近くで日に三度軍楽隊の演奏が行なわれ、大勢のリゾート客の色とりどりのパラソルや葉帽子が群れ集うさまを予想していたらうか。

だがたしかに、グランド・パレードの出发点が大栈橋だとすれば、その終点にあたるウィッシュ・タワー (The Wish Tower) は、事件の一部始終を視野に収めることができたはずである。1804年に急遽つくられたこの塔は、ナポレオンの侵攻に備えるため英仏海峡に構築された防

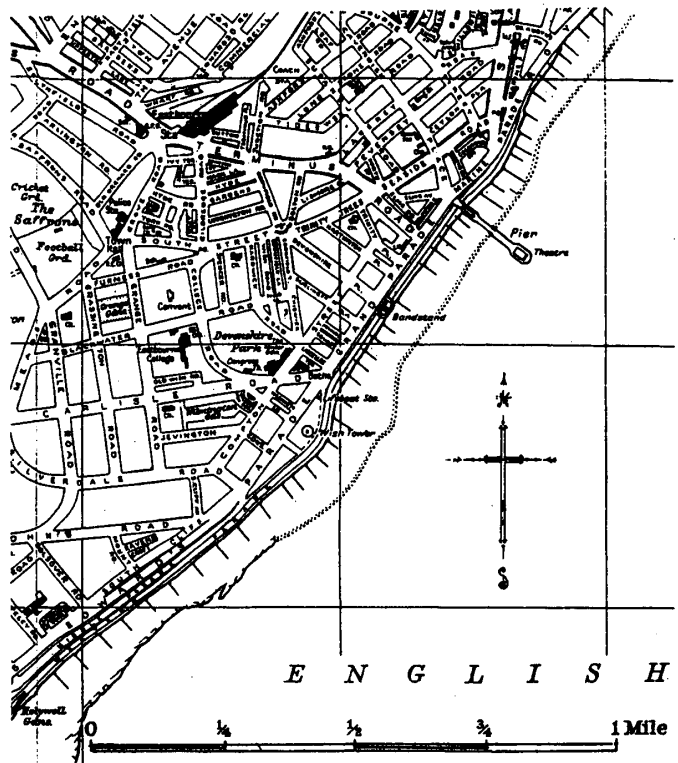


図2. イーストボーンの地図 (部分)

Eastbourne Civic Society, *Eight Town Walks in Eastbourne*, 1981



図3. ウィッシュ・タワーから望むグランド・パレード全景 (1908年頃の夏)  
*Bygone Times : Eastbourne, volume 1, Judges Postcards Ltd., n. d.*

衛ラインに、74基つくられた円形砲塔のうち73番目のものである。それゆえに、この塔は、1860年の4月21日の夜に、ホープリーの家の4階に光が動くのを見ることができたのだし、また、次の日の朝、電報を打ったり医者をつれ呼んだりするために駅の方へ向かって彼が外出したのも知っているはずなのだ。そして、ホープリー自身が、容疑者として取り調べられ逮捕されることになったことも。

### I. ホープリー事件裁判の教育史的再構成にむけて

かくて、後にイギリス中を震撼させる「イーストボーンの悲劇 (The Eastbourne Tragedy)」<sup>1)</sup>の幕が切って落とされた。検死から7月23日の裁判に至るまで、人々の脅えたようなしかし好奇の眼が事件の行方に、そしてその報道に注がれた。本稿がこれからとりかかろうとするのは、この「イーストボーンの悲劇」の教育史的な再構成である。そのために、事件の詳細な経緯と展開を、当時の新聞報道から明らかにすべく努めてみよう。判例集の記録だけでは不十分だからだ。また、新聞報道を素

材にすることによって、当時の人々のリアクションを知ることができよう。そのうえで、当時台頭し始めた教育ジャーナリズムのこの事件に対する論評を分析することにしよう。

#### 1. イギリス学校体罰判例の原型

だがいったい、なぜこのホープリー事件に注目するのか。そう問われるかもしれない。すでに何度か別のところで明らかにしていることなので<sup>2)</sup>、詳細はそちらに譲るとして、しかし初めてこの事件に接する読者のために、これまでにすでにわかっているこの事件に関するおおよそのことを、事前の知識として必要な限りで述べておくのも無駄ではなからう。

もとより現在ではイギリスは、日本と同様に、学校体罰法禁国となっている。1986年7月22日の下院において、第47・48条に「体罰の廃棄」を明記した教育(第二)法 (Education (No. 2) Act 1986) が成立し、この体罰廃棄条項が6%を占める独立学校 (independent schools) を除くとはいえ「公費で教育されている全ての学校生

徒について」<sup>3)</sup>翌1987年8月15日から施行され今日に至っているのである。

これには、1967年に設立されたSTOPP (体罰反対教員協会 Society of Teachers opposed to Physical Punishment) の精力的活動と、イギリスの学校体罰公認がヨーロッパ人権条約に違反するとして1982年のヨーロッパ人権裁判所判決とが、与って力があつた<sup>4)</sup>。つまり、保守党(トリー)政府もさすがに、政策決定選択肢の幅と枠組みを予め制約されたうえで、しかしなんらかの対応をとらざるを得なくなったのである。地方教育当局の体罰廃棄への動きにも拍車がかかっていた。そこで政府が窮余の一策として考え出したのが、1985年体罰法案であり、体罰を認めない生徒と認める生徒を別クラスで編成し「哲学的信条」を尊重するとしたものだった。これがヨーロッパ人権条約違反を回避しようとする苦肉の策であったことはまちがいない。しかしこれは各方面からの批判に晒され廃案にされたうえ、逆に体罰廃棄条項が盛り込まれた教育法案が上院から下院へ送り戻された。それが下院でも3時間40分の審議の末に可決されたのである。

興味深いのは、トリー政府の体罰に固執する執拗さもさることながら、下院で可決されたさいの票差である。231票対230票。なんと1票差だったのだ。

トリーが多数を構成しているのだから、当然トリー党員のうち賛成に票を投じた議員がいた。8人の大臣を含む35名のトリー議員がそれである。しかしそれでも、1票差とは。ガーディアン紙が報じたように<sup>5)</sup>、それはまさに一種の「アクシデント」の結果でもあった。すなわち、1986年7月22日の夜、まさに下院において体罰廃棄条項が審議され採決されようとしていたその時、翌日議事堂の側のウェストミンスター寺院で挙行されることになっていたロイヤル・ウェディング(アンドリュー皇子とサラ・ファーガソン)のために早くも議事堂界限に溢れた大群衆に妨げられて、議員12人が議場にたどり着けなかったのである。体罰支持で知られるサッチャー首相も、ロイヤル・ウェディングのゲストとして現れたアメリカ大統領夫人ナンシー・レーガンを下ウニング街で応接して投票できなかった。

だから無効だ、とここで言おうとしているのではもちろんない。むしろ、この結果は歴史的必然と言うべきものである。だからそうではなくて、それほどに「アクシデント」とも言い得るほどの状況を下支えしている体罰容認枠組みの伝統の根強さに注目してみたいのである。体罰廃棄は歴史的な流れの然らしむるところだということに、なんの異存もない。だが、そのこと教育思想

(史)に有するインパクトの射程が、どこまで切実なものとして考え抜かれ解明されてきたか、これは疑問である<sup>6)</sup>。この疑問は、すでに1879年以来学校体罰が法禁されていながらなおあたりまえのように存続し続けるこの日本の歴史と現状を念頭に置くとき、募りこそすれ薄れることはあるまい。体罰廃棄の教育思想(史)に有するインパクトの射程を解明するという作業のためには、その日本においても体罰擁護派がかつて常に依拠しようとしてきたイギリスにおける体罰容認の教育論的伝統なるものが何であったのか、その「伝統」的枠組みの中でどのような事態が生じていたのか、そうしたことを歴史的に明るみに出すことがまずは必要なのである。それは、イギリスにおける体罰法禁がこれまでの究極的に体罰を容認する教育論的伝統をどう超えてきたのかあるいは超えようとしているのかを今後検討するに際しての、必須の前提的作業でもある。

こう考えたとき、第一着手として、イギリスの学校体罰判例の系譜に着目するのは当然であろう。

しかし、どうしたわけか、イギリス学校体罰判例を正面からテーマにした先行研究は、拙稿を除けば<sup>7)</sup>、管見の限りでない。もとより、判例の堆積が法を形成する伝統をもつイギリスのこと、判例を領域別に整理して要点をまとめた判例注釈書は整備されており、その中には学校体罰諸判例をまとめて整理・要約した項目も含まれている。

たとえば、*Halsbury's Laws of England, vol. 15: Education*。もとよりその1990年版はイングランドについて第125項「体罰の廃棄」で専ら1986年教育(第二)法第47条=体罰廃棄条項の解説に終始しているが、1977年版の体罰を扱った項である第67項では、次のような簡潔な記述を用意していた<sup>8)</sup>。

親としての権威の委任された者として、head teacher および責任を有する補助教員(assistant teacher)は、適当な道具を用いて穏やかで理性的な(moderate and reasonable)体罰を加える権利を有する。

しかし、もし執行された罰がこれらの基準を満たさないならば、教員は刑事訴訟手続きを免れず、また彼もしくは彼の雇用主は損害賠償を求める民事上の訴を免れない。

罰する権力は、学校構内で行なわれた行為を罰することに制限されない。

権力は監督生(prefect)もしくは助教(monitor)に委任されることができる。

そして、これら諸論点をそれぞれ根拠づける諸判例が註で挙げられているのである。

*The Digest*, vol. 19: *Education I* (1981年版) の場合は, *Halsbury's*以上にそれぞれの判例の要点をかいつままで説明してくれる。第3947項から第3953項が学校体罰に関する部分で, 2頁の紙幅の中に7つの判例の要点が記述されているのである。それぞれの見出しと扱われている判例を列挙すれば, 次のようである<sup>9)</sup>。

- 3947 体罰—穏やかかつ理性的  
 ……R. v. Hopley (1860)
- 3948 —助教への委任  
 ……Re Basingstoke School (1877)
- 3949 —補助教員への委任—学校規則による禁止—暴行罪  
 ……Mansell v. Griffin (1908)
- 3950 —何が適当な方法か—手への笞 (Cane)  
 ……Gardner v. Bygrave (1889)
- 3951 —学校外での非行に対して  
 ……Cleary v. Booth (1893)
- 3952 —同上 [公道での喫煙に対して—角括弧内・筆者, 以下同様]  
 ……R. v. Newport Justices (1929)
- 3953 —罰をおそれて学校を離れる生徒—違反が重大かどうかを決定する教師の権利  
 ……Goldney v. King (1910)

この*The Digest*の記述に明らかなことのひとつは, 1860年のRegina v. Hopleyを学校体罰判例の原型に据えているということである。*Halsbury's*の場合も同様であって, さきの「親としての権威の委任された者として, head teacherおよび責任を有する補助教員 (assistant teacher) は, 適当な道具を用いて穏やかで理性的な (moderate and reasonable) 体罰を加える権利を有する。」という, 冒頭の総括的テーゼはRegina v. Hopleyを典拠としており, かつ体罰を扱った第67項で挙げられているどの判例も1860年を遡るものはない。すなわち, どちらの判例注釈書においても, 共通していることのひとつは, 学校体罰判例の原型として1860年のRegina v. Hopley (2F. & F.202)を措定していることである。これは他の教育法関連書を見ても同様である<sup>10)</sup>。こうして, わたしたちは, イギリス学校体罰判例の原型たる1860年R. v. Hopley判例に自ずと行き当たり, そこから出発することを求められることになるのである。

## 2. 1860年ホープリー事件判決

Regina v. Hopleyとは, 女王 (Regina) =ヴィクト

リアが形式上の訴追者となって被告人ホープリー (Hopley) を裁く刑事裁判を意味する。その記録たる判例 (2F. & F.202) の記述は, たかだか正味2頁 (pp.1024-1026) のものであるが, まずそれが「1860年の夏期巡回裁判 (Summer Assizes)」におけるものであることを明示したうえで, 冒頭,

学校教師 (schoolmaster) が, 少年が学校へ戻って来た二日後に, 彼の強情 (obstinacy) を鎮圧するため厳しく打擲することを申し出る手紙を親に送って父親の同意する旨の返答を受け取り, その少年が死ぬまで夜2時間半の間秘密裡に太い杖で打擲した。故殺 (manslaughter) 容疑で留置された。

と, 括弧書きで事件の概要を摘記している。「故殺 (manslaughter)」とは, 高柳賢三・末延三次編『英米法辞典』によれば, 「殺意 (malice aforethought) なくして, 不法に人を殺害すること。殺意のある謀殺 (murder) に対する語。」<sup>11)</sup> のことである。

そしてこれこそ, あの朝少年の死体を発見した教師, イーストボーン在住の学校教師ホープリーが, 彼の生徒である「13歳 (もしくは14歳)」の少年を体罰死させたとして, 故殺容疑で起訴された事件を扱ったものなのである。

判例の記述によれば, ホープリーは, この事件に至る直前の4月18日, 少年が強情 (obstinate) でありもし自分の子どもであるならば警告を与えた後に厳格な懲罰 (chastising) によって彼の強情を鎮圧すべきだと考える, と少年の父親に少年を懲罰することへの同意を求める手紙を書いている。当時少年が強情だったという証拠はない, と記録はわざわざ記しているが, それはともかく父親は4月20日付の返書の中で「私はあなたの計画を妨害しようとは思わない。」とホープリーに同意を与えた。そして4月21日の夜, ホープリーは階段の下の一室に少年を連れて行き, 10時から12時までのおよそ2時間, 縄飛びの縄も使いながら太い杖 (a thick stick) で少年を打った。真夜中に彼が少年を二階の少年の寝室へ階段を引きずり上げている音が聞かれている。その寝室で, 打撃音と叫びが突然止んだおよそ12時半まで, ホープリーは少年を再び打った。召し使いたちの証言によれば, ホープリーと彼の妻は暫くの間階段を上がったたり下りたり, 階下と階上の血のしみを洗い流そうとしていたようである。

ホープリーは死体を嚴重に包んで少年の家に送った。彼は打擲について最初は一切ふれず, 心臓の病気で死んだと述べていた。検視 (inquest) の段階では未だ死後審査 (post mortem examination) が行なわれておら

ず、顔だけを見ることができた外科医とホーブリーが尋問され、それで何事もなく終わっていた。しかし噂が流れ、その結果死後審査が行なわれ、死体の覆いが外された。腿やその他の部分は打撲傷で被われ、過度の打擲によるおびただしい出血のあとがみられ、直接的な死因はそのことから生じた消耗だとされた。また死亡時刻も12時半頃と推定され、打撃音と叫びが突然止んだ時刻と一致した。

以上が判例に記載されている事件の概要であるが、コックバーン首席裁判官の陪審に対する説示は以下のとおりである。このR. v. Hopleyが、これ以前にもこの種のケースはあったはずだとも考えられるにもかかわらず、学校体罰判例の原型としての位置を占めてきたのは、コックバーン首席裁判官の説示が総括的かつ簡潔であることによると思われるので、少々長くなるがきちんとした紹介の意味もこめて改めて引用しておくことにしよう。

イングランドの法によって、子どもの中の悪 (evil) を懲治する (correcting) 目的のために、親もしくは学校教師 schoolmaster (彼はこの目的のために親を代行し、彼に委任された親としての権威 parental authority を有する。) は、穏やかで理性的な体罰 (moderate and reasonable corporal punishment) を加えることができる。ただしあくまでこの条件、つまり穏やかで理性的なものだという条件の下である。もし、情念 (passion) や憤怒の満足のためにそれが行使されたり、その性格や程度において穏やかでなく過度の (excessive) ものであったり、子どもの忍耐の限度を超えて長時間にわたるものであったり、またその目的に相応しくなく生命や四肢に危険だと思われる道具を使用したりした場合には、そうした全ての場合において罰は過度 (excessive) であり、暴力 (violence) は不法である。そしてもし悪い結果が生命や四肢に生じれば、それを行使した者は法的責任をとわれ、もし死が結果であればそれは「少なくとも」故殺 (manslaughter) である。第一の問題は、加えられた打擲によって死が生じたかであり、第二は、それが程度において過度であったかである。いまや第一の点に関して、少年の死が刑事被告人の手による打擲によって引き起こされたということについて疑問の余地はない。

第二の点に関しては、一つの方向でのみ解答が与えられる。なぜなら、懲治が穏やかであったならば、結果として死んだということは普通の経験に反しているからである。特殊な状況もしくは普通でない体質の子どもの場合を除いて、死を結果する穏やかな懲罰とい

うものを考えることはできない。だが、われわれは、加えられた罰の性質・量・程度に関する積極的な証拠をもっている。それは太い杖で加えられた。それは階下で2時間階上で半時間以上、そして医学的証拠によれば少年が実際に死ぬまで続けられた。しかしながらいま問題は、延々と続けられた打擲の下で実際に少年が死んだかどうかにかんして決着をつけることではない。なぜなら、そうであるかどうかにかかわらず、もし少年が打擲の結果としてその時あるいはその後に死に、それが過度であったのならば、刑事被告人は故殺について有罪である。心証は全て一つの方向、つまり少年はその時間に被告人の手にかかって死んだということを示している。だが、この問責 [故殺] の場合それは問題ではない。罰が加えられた際使用された杖は、懲罰の目的にとって相応しい道具ではない (これはあなたたちが決めることだが)。そして打擲は、理性、穏健あるいは人間性の限界をはるかに越えて延々と行なわれた。もしあなたたちが、それがそうであり少年の死をひき起こしたと思うならば、被告人を有罪とされたい。

父親がその懲罰を権威づけたことはほんとうだ。しかし、彼は過度の懲罰を権威づけはしなかったし、法もそんなことできない。

被告人が少年を強情だと考えたというのは疑いない。しかし、そのことは極端な苛酷さと過度の罰を許すことにはならない。

だがこの問責 [故殺] の場合、被告人の動機は問題にならない。もし彼の過度の暴力が死をひき起こしたのならば、有罪とされたい。

評決は有罪。懲役4年。

Halsbury'sにみられたようにともすれば「穏やかで理性的な体罰」を認めた判例とだけ紹介されイギリス学校体罰判例の原型に位置付けられるR. v. Hopleyは、実は、その条件を越えて生徒を体罰死させた学校教師ホーブリーを「人間性 (humanity)」の立場から弾劾し懲役4年に処した刑事裁判の判例であった。また、教師の打擲の下で実際に生徒が死んだかどうかの判断を避けて「故殺」をめぐる争われたこの裁判のコックバーン説示は、一方でたしかに、そうした判断の枠組みたる「イングランドの法」の体罰をめぐる見解を簡潔に提示してくれている。そこから、18世紀の著名な英法注釈書ウィリアム・ブラックストン『英法釈義』第1巻 (1765年) における枠組みとの継受関係などを論じ始めるのは容易い<sup>12)</sup>。

### 3. ホープリー事件研究の新展開

しかしながら、ひとたび、この事件はいったいどのような経過を辿ったものだったのかと問い始めれば、全ては霧に包まれたように遠くに霞んで見えなくなる。

教師ホープリーとはどのような人物だったのか。なぜ彼は、体罰の末に少年を死に至らしめねばならなかったのか。

そもそも少年は、どういう名前で、どういう少年だったのか。判例記述の本文冒頭に突如、「刑事被告人 (the prisoner) はレジナルド・キャンセラー (Reginald Cancellor) 故殺の嫌で起訴された。」と記しているが、これは殺された少年の名前なのか。また、少年が「13歳 (もしくは14歳)」とはどういうことか。

ホープリーは少年の死を眼前にしてどういう対応をしたのか。検視段階での証言とは、どういうものだったのか。ホープリーは、裁かれる中でいかなる主張をしたのか。それとも、なんの反論もすることなく裁きに服したのか。判例は、「被告は、人格に関するもの以外、なんらの証人も召喚しなかった。」とのみ、被告側証言については記述しているだけだが、これはどういうことなのか。

そもそも裁判はいつ行なわれ、どのような証言によって構成され、どのような経緯を辿ったのか。コックバーンの説示はあれで全てだったのか。

そして、なによりも、この事件に対する当時の人々の反応はいかなるものだったのか。また教育者たちの反応は……。

じつは、この裁判は1860年7月23日に行なわれており、奇しくも126周年の前夜祭として、すでに述べたように下院で学校体罰廃棄が可決されることになったのだが、そのことすらも判例からは読みとることができないのである。

ところで、イギリス学校体罰判例を正面からテーマにした先行研究は拙稿の他に管見の限り見当たらないとはいえ、唯一つ、Regina v. Hopleyに関しては先行する研究が存在する。1977年に『教育行政史ジャーナル』に掲載された「Regina v. Hopley : 体罰に関する歴史的省察」と題するレインスターマッケイの論文である<sup>13)</sup>。ところが、わずか6頁の論文であるうえに、Regina v. Hopleyそのものについては正味1頁しか言及されていない。しかも、判例記述それ自体 (2 F. & F. 202) に直にふれた形はなく、Bray, S. E., *School Organization* (1911) および Cowham, J. H., *School Organization, Hygiene and Discipline* (1892) からの引用で

済ませてしまっている。

それでももちろん、いくつかの新しい情報なり手掛かりなりが得られないわけではない。まず第一に、ホープリーが打擲のうえ死に至らしめた少年が「レジナルド・キャンセラー (Reginald Cancellor) という15歳の生徒」だった、ということを示していることである。第二に、『サタデー・レビュー (Saturday Review)』という週刊新聞の1860年7月28日号に言及して、遺体の状況に関する証言の一部—「溢血した血の大きな塊、完全なゼリー状態になった細胞膜」—をそこから引用していることである。どうやら、さきの「レジナルド・キャンセラー (Reginald Cancellor) という15歳の生徒」という情報も、この記事から採られたらしい。判例記述それ自体には「13歳 (もしくは14歳)」と記されていたのだから、そうとしか考えられまい。第三に、ホープリーの著作に言及していることである。「彼は、*Lectures on the Education of Man* や *Wrongs which cry out [sic] for Redress* のような利他主義的著作の著者であった」<sup>14)</sup>。といっても、それ以上、著作の内容に立ち入っているわけではない。そして、第四に、事件の年1860年に刊行された『レジナルド・チャネル・キャンセラーの死に関する事実 (*Facts bearing on the Death of Reginald Channell Cancellor*)』(以下『事実』と略記) というホープリーの著作名を挙げつつ、その中でホープリーが事件に関して罪の感情を欠落させていることを自ら吐露している、と指摘していることである。その指摘の典拠となる箇所を註記抜きで引用したうえで、レインスターマッケイはすぐ続けて次のように書いている。

このドキュメントは、ホープリーがルーズの監獄 (goal [sic]) に拘置中に書いたものであり、裁判の前に無罪の弁明を熱望していたか、彼の行動がそれほど異常なものとは考えられなかった時代に、善のために行なったと誠実に信じていたか、どちらかであったことを示すものである。実際、裁判での彼の弁護は、子どもの強情 (obstinacy) を叩き出す必要があるというロック的原理 (the Lockean principle) に皮肉にも基づいていた<sup>15)</sup>。

これで、レインスターマッケイ論文の中でRegina v. Hopleyそのものについて言われている事柄は、ほとんど全てである。

正味1頁を除けば、あとの5頁は、いかにイギリスの体罰容認の伝統が根強かったか、しかし少数ではあるが体罰反対の思想の系譜が存在したこと、そうした紹介に終始している。そのさい、根強い体罰容認の伝統の例としてもち出されているのは、サミュエル・ジョンソンや



イートン校の歴代教師、トマス・アーノルド、聖アンセルムスなどであるが、パーミンガムの聖ペテロ教員養成カレッジの学校経営学講師ランドンが道徳的犯罪や悪習慣を懲治するために体罰が用いられるべきだと述べている (J. Landon, *School Management*, 1876) という指摘もされている。他方、体罰反対の思想として挙げられているのは、クインティリアヌス、ロジャー・アスカム、エラスムス、ジョン・オーブリー (John Aubrey)、リチャード・スティール、ノックス (Vicesimus Knox) などだが、あろうことかあのジョセフ・ランカスター (Joseph Lancaster) もその系譜に連なるものとされている。その揚げ句、肝心のホープリー事件の意味づけはといえば、「体罰の歴史の中で記憶さるべき位置 (memorable place) を獲得している。」(p. 5) と最後に結んでいるにすぎない。

こうしてみると、おそらくレインスターマッケイ論文の最大の功績は、ホープリーが拘置中に執筆・刊行したとされる『事実』なる著作への言及であろうが、しかしそれとて、内容に立ち入った分析はなく、そもそも『事実』なる著作がいったいどういうものなのかいこうに伝わってこない<sup>2)</sup>。「ロック的原理」にホープリーが依拠したという指摘にしても、それは『事実』なる著作を典拠としているのか、「裁判での弁護」のロジックとして実際に使われたのか、という疑問がむしろ喚起されるだけに終わっている。また、「裁判での彼[ホープリー]の弁護は、……ロック的原理に皮肉にも基づいていた。」という文章は、「皮肉にも (ironically)」を挿入することはいったいどういうニュアンスを伝えようとしているのか、まったく不可解なままなのである。ジョン・ロックの『教育論』は明らかに体罰を否定していたのにそれを体罰の弁証に使うとは……、というニュアンスをおそらく込めようとしたのだろうが、そうであれば、レインスターマッケイの体罰史理解はせっきやく「記念すべき (memorable)」歴史的事件に遭遇しながらそれが生かされず誤ったままにとどまっていると言わねばならない。

そして結局のところ、わずかにロンドンを発行地とする週刊新聞『サタデー・レビュー』(正式名称 *Saturday Review of Politics, Literature, Science and Art*. 1855年11月3日号が創刊号。)への言及があったとはいえ、当時の人々がどのようにこの歴史的事件に対したか、その反応に関してはまたしてもほとんど霧の中に霞んだままなのである。ホープリー事件を正面きって扱ったはずの唯一の論文、レインスターマッケイ論文でさえ、この霧を払い事件を明るみに引き出すことはできなかつたのである。

しかし、もしホープリー事件がとるに足らないありふれたマイナーな事件であったとすれば、なんら不思議なことではない。学校体罰が法禁され続けていること日本においてさえも、学校体罰事件の個々のケースが、たとえそれが殺人事件であったとしても、詳細に報道されることはまずなかった。ましてや、裁判や証言の詳細がこと細かに逐一報道されることなど期待する方が無理というものなのかもしれない。

だがそうであっても、イギリス学校体罰判例の原型にあたるこのホープリー事件が、いかに語られ/語られなかったかを明らかにするだけでも、学校体罰事件が、それも学校体罰死事件がどのように人々によって遇されたかを知る一助とはなるだろう。また、論評のようなものはこの事件に関しても少しは存在したかもしれない。すくなくとも、週刊新聞『サタデー・レビュー』の記事はあるはずだ。

まずは新聞である。新聞研究の常道は、なによりも最初に新聞図書館に行ってみることだ。

## II. ホープリー事件をめぐる新聞報道

### 1. 『イーストボーン・クロニクル』

#### —あるいは『ルーズ・タイムズ』

ロンドンのユーストン駅から地下鉄ノーザン (Northern) 線で約30分のところにコリンデル駅がある。その駅の改札を出ると、通りを隔てて斜め向かいに、大英図書館 (The British Library) の分館たる新聞図書館 (Newspaper Library) が見える。2階リーディング・ルーム入り口の脇に置いてある1860年版『新聞社名鑑 (*The Newspaper Press Directory, 1860, published by C. Mitchell and Co.*)』を覗いてみることから作業を開始してみよう。

ホープリー事件が起きたイーストボーン (Eastbourne) のあるサセックス (Sussex) 州において1860年時点で発行されていた新聞として、『新聞社名鑑』は、次のような新聞名を挙げている。それぞれの新聞名の右側括弧内にあるのは、『新聞社名鑑』が各新聞の政治的立場を特記している場合に、それを参考のために付記したものである。

Brighton Examiner	(Liberal)
— Fashionable Arrival List	(Neutral)
— Gazette	(Conservative)
— Guardian	(Radical)
— Herald	(Liberal)

— Observer	(Liberal)
Eastbourne Chronicle	(Neutral)
Hastings Chronicle	
— Express	
— News	
Lewes Times	(Liberal)
Rye Chronicle	
Sussex Advertiser	(Liberal)
— Agricul. Express	(Conservative)
— Mercury	
West Sussex Gazette	

これらのうち、必ず最初に眼を通す必要があるのは、当然ホープリー事件が起きた地イーストボーンの新新聞『イーストボーン・クロニクル (Eastbourne Chronicle)』と、次に、州名を冠した1745年以來の伝統をもつ『サセックス・アドバータイザー (Sussex Advertiser)』や1837年から発行され始めた「地主の農業利益」に副う『サセックス農業エクスプレス (Sussex Agricul. Express)』などであろう。

ホープリー事件を記事にしている可能性の最も高いと考えられる地元紙『イーストボーン・クロニクル』について、1860年版『新聞社名鑑』は、次のような情報を提供している。

Eastbourne Chronicle. Wednesday, 1 d. and 2 d.  
Neutral - Established January 2, 1855  
Circulates in Eastbourne, Lewes, Hailsham, & c.  
Is a sheet of local and miscellaneous news, extracts, & c.,  
taking no decided part in politics.  
Proprietor - Thomas Davey

つまり、水曜日発行の週刊新聞で、価格1ペニーと2ペンス。政治的には中立で、1855年1月2日に設立された。イーストボーンを中心に、隣り町のヘイルシャムやルーズなどに頒布されている。社主はトマス・デイヴィー。

ところが、新聞図書館の所蔵目録カードにはこの『イーストボーン・クロニクル』は存在しない。いや、存在するのだが、1865年10月7日発行の第1号から1951年の4992号までなら所蔵している、と目録カードには記載されているのである。1860年の『イーストボーン・クロニクル』は存在しないのだ。

これで、唯一の地元紙『イーストボーン・クロニクル』を覗く機会は閉ざされたかにみえる。それでも未練がましく、仕方がないので、その第1号とやらを眺めてみることにする。すると、目録カードでは「第1号」と記載されているが、実際にはその「第1号」とされているも

のにはナンバーの記載がないということがわかる。かつ、そのタイトルは、

East Sussex News, Lewes Times,  
Eastbourne 模様 Chronicle,  
Brighton, Hastings, and General County advertiser.

となっており、2段目の「イーストボーン・クロニクル」の部分を中心がかつ大きく表示されているとはいえ、必ずしも単独の『イーストボーン・クロニクル』紙だとは言えない、ということがわかる。

これは、じつは、『ルーズ・タイムズ (The Lewes Times)』の後継紙なのである。じっさい、新聞図書館の所蔵目録カードで『ルーズ・タイムズ』をひけば、およそ次のように記載がある。

The Lewes Times and County General Advertiser.  
no. 2 - 128 5 July 1855 - 10 Dec. 1857  
The Lewes Times, County Advertiser & Eastbourne and Hailsham Chronicle.  
no. 129 - 203 17 Dec. 1857 - 25 May 1859  
The Lewes Times, Eastbourne Chronicle and Hailsham Observer.  
no. 204 - 387 1 June 1859 - 28 Jan. 1863  
East Sussex News, Lewes Times, Eastbourne Chronicle, Brighton, Hastings, and General County advertiser.  
no. 388 - 447 11 Feb. 1863 - 18 July 1941

この後やがて『ルーズ・タイムズ』は『サセックス農業エクスプレス』の後継紙『サセックス・エクスプレス』に吸収されることになるのだが、それはともあれ、ここに、1860年の「イーストボーン・クロニクル」がわたしたちの眼前に現れてきたのはたしかだ。『ルーズ・タイムズ』の第3弾 *The Lewes Times, Eastbourne Chronicle and Hailsham Observer* がそれである。次の第4弾は、新聞図書館所蔵目録カードにあったさきの『イーストボーン・クロニクル』なるものと明らかに重複するものである。

こうして、1860年の『イーストボーン・クロニクル』を探し求めれば、一度は失望を味わわされそうになるとはいえ、自ずと、『イーストボーン・クロニクル』と同じく1855年に発行が開始された『ルーズ・タイムズ』に行き着くことになる。そこで試みに、『ルーズ・タイムズ』1860年5月9日号を手にとってみれば、それがじっさい、

THE LEWES TIMES,  
EASTBOURNE CHRONICLE AND HAILSHAM OBSERVER.

というタイトルになっており、しかも、毎週水曜日の発行、価格は1ペニーか2ペンス（郵送料無料の場合）<sup>16)</sup>、発行者トマス・デイヴィー、といった情報をたちどころに得ることができる。これはさきの『新聞社名鑑』の『イーストボーン・クロニクル』に関する情報とまったく合致するものであり、また、イーストボーン・ルーズ・ヘイルシャムなどで頒布されているという『新聞社名鑑』の記述も新聞名称から当然のことと首肯される。そして、A2版六段組みの第1面第2段には「イーストボーン・クロニクル」という題字が飾り文字で掲げられまさに『イーストボーン・クロニクル』のニュースが掲載されているのである。

もちろん、この『ルーズ・タイムズ』とは別に、1855年に創設された『イーストボーン・クロニクル』がもっと貧相な1枚新聞としてタウン紙のように発行されていた、と想定することも可能かもしれない。しかし、新聞図書館には、そのようなものは所蔵されていない。そしてまた、所蔵している可能性があると思われるイーストボーン図書館（Eastbourne Library）にも、問い合わせへの回答によれば<sup>17)</sup>、1865年から1916年までと1926年から1931年までの『イーストボーン・クロニクル』がマイクロ・フィルムで保存されているにすぎないのである。おそらくこれは、新聞図書館所蔵目録カードにあった『イーストボーン・クロニクル』の一部をマイクロ・フィルム化したものにちがいない。だから、1860年に発行された単独の『イーストボーン・クロニクル』紙がもし存在したのだとしても、わたしたちにそれを読むことは不可能であり、またどちらにしても、わたしたちにとっては『ルーズ・タイムズ』中の「イーストボーン・クロニクル」で十分なのだ。

## 2. 審判－1860年5月2日

### 『ルーズ・タイムズ』5月9日付

少々書誌的な詮索に深入りしすぎたかもしれない。ここまでくれば、『ルーズ・タイムズ』の1860年発行分とにかく目を通してみるのが先決である。

驚くべきことに、あるいは期待どおりに言うべきか、『ルーズ・タイムズ』にはしかし予想以上にホープリー事件関連のかなり詳しい記事が掲載されていた。それらを列挙すれば、次のようになる。

- May 9 p. 1 & p. 4 “Brutal Case of Manslaughter, by Beating”  
p. 2 “A Schoolmaster Committed Manslaughter”  
May 16 p. 1 “The Inquest on Mr. Hopley’s Case. Mr. Hopley at the Inquest and before the Magistrates.”  
May 23 p. 1 “Mr. Thomas Hopley on the Wrongs which cry for Redress. Theory v. Practice”  
July 25 p. 4 “Manslaughter Case, The Queen v. Hopley “(Sussex Summer Assizes)

最初のもは、さきほど試しに手にとって見た『ルーズ・タイムズ』1860年5月9日号であるが、「イーストボーン・クロニクル」のニュースとして掲載されていた記事が、なんと「残虐事件、打擲による故殺」という見出しを掲げたホープリー事件に関する記事だったのである。

この記事は、5月2日、教区会室において開かれた、治安判事（Magistrate）による審判の次第を、計7段の紙面を使って詳細に報じたものである。『ルーズ・タイムズ』自体4面から成る新聞であるから、全部で24段。そのおよそ3分の1の紙面を占めている。

まず、この審判が扱う事件がホープリー事件であることが、次のように述べられる。

トマス・ホープリー—イーストボーンのグランド・パレード22番地在住のジェントルマン—は、1860年4月22日にサセックス州イーストボーン教区において、女王の平和・王冠・威光に反して、レジナルド・チャンネル・キャンセラーを犯意をもって殺害した廉で、告発された。

ここにわたしたちは、ホープリーの住所を初めて確認でき、またレジナルド・チャンネル・キャンセラーなる名前が死んだ生徒その人の名前であったことを改めて知る。

続いて、10名の証人による証言が、ホープリーの有罪を証し立てるために次々と繰り出される。最初の証人は、レジナルドの兄で、サリー州サンズ在住の聖職者ジョン・ヘンリー・キャンセラー師（Rev. John Henry Cancellor）である。彼は、彼らの父親がロンドンの民事訴訟裁判所（Court of Common Pleas）のマスターでサリー州バーンズに居住していること、弟レジナルド15歳は昨年10月からホープリーに預けられていたこと、を述べたうえで、事件後の経過を証言する。それによれ

ば、ジョンは4月25日水曜日にイーストボーンにやって来た。しかしそれは、ホープリーの要請に応じて弟の遺体をひき取るためだけではない。検視が不適正に行なわれたのではないかという疑惑を知らされたためである。だからジョンは、ホープリーに翌日まで遺体のひき取りはできないと通知し、あわててホテルにやって来たホープリーを詰問した。検視では11時半に弟の部屋を出たと言っているのに、なぜ父には、10時には出たと言ったのか。階下で罰しただけだと言っていたのに、どうして弟の部屋から悲鳴が聞こえてくるようなことになったのか。なぜ朝早く医者を呼びに行かなかったのか。

ホープリーはその時こう答えた。父上の感情を余りに煩わせたくなかったのです。心痛む詳細には入らないようにしただけなのです。朝レジナルドの死体を発見した時はほんとうにショックでした。妻と召使いの混乱が激しくすぐには出かけられませんでした。それでも早く医者ロバート氏の許に駆けつけました。しかし、彼は留守だったのです。そこで伝言を託して、駅に行きました。父上に電報を送るためです。そこでも、係が手間どって時間を食ってしまいました。しかし帰路、ロバート氏に出会い、そのまま自宅まで来てもらい、遺体も検分してもらったのです、と。

ジョンは結局その場は納得し、遺体はその日に、イースト・ボーン駅からロンドン・ブリッジ駅へ、そして父親の自宅のあるバーンズへひき取られていった、と証言を続ける。だがその後、また疑惑がもち上がり、バーンズで死後審査 (post mortem examination) が執り行なわれ、無数の傷跡が発覚することになったのである。

二番目の証人は、ホープリー家のハウス・メイドだったアリス・ディーコン (Alice Deacon)。彼女は、地階の自室からだが、それでも夜9時45分から11時15分くらいまで、二階の生徒室 (pupil room) で最初行なわれていた打擲の音と悲鳴を聞いていた。レジナルドの部屋は四階だったので、そこへ移ってからの模様はわからなかったが、しかし翌朝、彼女はさまざまなものに血痕が付着していたのを見た。生徒室のカーペットには、砕かれ擦り取られかかったいくつかの血痕が付いていた。ホープリーの衣装室では、ズボンとズボン下の左脚が洗い上げられており、靴下には血痕が付いていた。レジナルドの部屋で使われていた蠟燭立てにも血痕があった。レジナルドのシャツのボタンにも血が付いていた。ホープリーの書斎で見た「普通の縄跳びの縄 (a regular skipping-rope) と頑丈なオークの杖 (a strong oak walking stick)」にも少量の血痕。そして、レジナルドのズボンとスリッパも、共に洗われていたが、それでもズボン

の裏やスリッパの糸目にはなお血痕が残っていた。この証言は、血の惨劇が同夜ホープリー家を舞台に繰り広げられたであろうこと、同時に意図的な隠蔽工作が(ひょっとすると夫人との共同で)行なわれた可能性があること、を法廷に示唆しようとしたものであった。

そして三番目の証人が、同じくホープリー家のナース・メイドだったエレン・ファウラー (Ellen Fowler) である。このエレンの証言が血の惨劇の全てを明るみに出すものとみなされた。というのも、彼女は毎夜ホープリーの子どもたちと一緒に寝ることになっており、その子ども部屋はレジナルドの部屋の隣りに位置していたからである。その証言は期待に違わぬものであった。詳細は後に譲るとして、子ども部屋に聞こえてきた打撃音や会話・悲鳴・足音・水音といった音で構成されたそのドキュメントは、微に入り細に入るものであり、血の惨劇の全てを物語るものとして受けとめられたであろうことはたしかである。

四番目の証人は、ホープリー家の賄いを担当していたファニー・ローランズ (Fanny Rollands)。だが、彼女の部屋は地階にあったため、アリス・ディーコンの証言とそれほど違はない。五番目の証人は、ジェイン・ジョーンズ (Jane Johns)。彼女は、4月24日、ホープリー一家から頼まれた洗濯物のうち、レジナルドのズボン下の左脚と小さいシャツに、洗われていたが血痕が付着していたことを証言した。

六番目の証人が、遺体の引取先バーンズでレジナルドの死後審査に携わった医者、ロバート・ウィリス (Robert Willis) である。死後審査の解剖は、聖ジョージ病院の外科医プレスキット・ヒューイット (Preskit Hewitt) とホームズ氏 (Mr. Holmes) の援助を得て、4月28日土曜日に行なわれた。ウィリスは、死後審査結果の詳細な報告を行なった。打撲傷が右手の平と甲、そして脚に集中していたこと、脚の傷は筋肉が乖離し指を差し込めるものもあったこと、しかし頭や体幹には打撲傷が見られなかったこと、少年の身体は強靱で筋肉質であったこと、肺や心臓なども健康そのものであったこと、など……。そして、議長ダービー (G. Darby, Esq.) の質問に答えて、「少年は、彼が受けた過酷な罰を直接の因とする、失神・卒倒によって死んだ、と信じる。(I believe the boy died of fainting or syncope, the immediate cause of the severe punishment he had received.)」と断言した。

続いて、二人の海岸警備員が、七・八番目の証人として、当夜のホープリー家の光が明滅したさまを証言する。レジナルドの部屋は海岸に面していたのである。

## ロバーツ医師の証言

そして、九番目の証人として、医者ロバーツ氏(Mr. B. Roberts)が召喚される。だがどうしたことか、ロバーツの証言は、これまでの証言とは趣を異にしている。それは、4月22日日曜日の朝8時から8時半の間にホープリーからの伝言を受け取り、ホープリー家に向かう途中ホープリーと出くわし、ホープリーの家でベッドに横たえられていた少年の死体を見た、という以上のものを含んでいない。これは、すでに最初の証人としてレジナルドの兄ジョンがホープリーから聞いたことを証言した、それをなぞっただけにすぎない。ロバーツが新たに付け加えたことといえば、彼がホープリー家を辞す際にホープリーに対して、キャンセラー氏に電報を打ち彼の派遣した医者による死後審査に付すよう懇願したが受け入れられなかった、と最後に述べたことだけである。これを言い終えて、ロバーツは一旦証言を終えている。

そこから、奇妙な質疑応答が繰り返される。まず議長が、「しかし、それから結局証言を提出したのでしょうか。」とどこかしら皮肉混じりに尋ねる(ここで言及されている「証言」とは何のことなのだろうか?。「そうです。」とロバーツは途端に防衛的な態度になって答える。「しかしそれは、ホープリーの申し立てから類推したにすぎないものだったのです。…そういう状況下で死因に関する意見を提出することを求められました。私はほんとうに、死後審査が行なわれることを期待していました。私の意見は曖昧なものであり、評決に影響を与え得るようなものではありませんでした。ただ、死因に関する証拠はないというにすぎなかったのです。」これに対して、被告(prisoner)ホープリーが果敢にロバーツを責めたて始める。

「私が遺体をすでに検査したとか、その遺体になんの傷もないとか、私が言ったことはありませんよね。」

「そんなことは言っていない。」

「私はあなたに遺体を検査するよう求めませんでしたか。」

「あなたは求めもしなかったし、それに反対もしなかった。私は、顔と首のまわりを見ただけなんだ。」

これ以上の追求はもうたくさんだというように突然叫ぶように言ったロバーツだったが、ホープリーは止めようとはしない。

「遺体の他の部分は見なかったのですか。」

「まったくない。ナイト・ガウンの首の部分をちょっと開いただけだ。」

ホープリーは、自分の胸を指差しながら、なおも続ける。

「このところの小さな傷に気がつきませんでしたか。」

「そんなことはない、絶対に。」

「キャンセラー氏がイーストボーンを発つ前に最後にあなたに何と言いましたか。」

「彼が何を言ったか、思い出せない。」

そこで急に議長が介入する。しかしそれは、ホープリーの追求を止めさせようとするものではなく、むしろ、ロバーツ追求を累ねようとしているようである。

「新聞では、少年が自然因(natural cause)によって死んだということになんらの疑問もない、とあなた自身が表明していたようですが。」

「そうです。しかしそれは、ホープリー氏が私に述べたことからのものです。」

それを承けて、ホープリーが再開する。

「検視の際、ロバーツ氏は遺体を検査したと言った。」

「そんなことは言わなかった。」

「それじゃ、あなたは、遺体になんの痕跡もないと、推測したんですか。」

「私は、単純に、見たことを言っただけだ。」

ホープリーは、前の質問に戻る。

「キャンセラー氏は、検視(inquest)の開催を極力避けるために努めるよう、あなたに依頼されていました。キャンセラー氏はそれがお嫌いだった。そのことについてなんらの記憶もないのですか。」

「ない。」

そこでまたしても、議長が介入する。

「私はあなたに言わずにいられない。医者として、あなたは、検視官の検視(coroners' inquest)において、遺体の検査を事前に行っていないのに証言などすべきではなかった。」

これは、議長が証人ロバーツ医師を断罪する言である。ロバーツは弁解するしかない。

「しかし、私はその目的のために召喚されてはいなかったはずです。」

ホープリーも、別の角度から、しかし同様に証人を断罪するべく質問を重ねる。

「私はあなたに事件について最初にいつ話しましたか。」

「家でだったか通りでだったか、思い出せない。」

「ジェームズ夫人の家の向かいで私はあなたに会ったのではありませんか。」

「わかりません。」

「我々は通りで話をしましたか。」

「記憶にありません。」

「あなたが紅茶を飲んでいる時、わたしが朝食テーブル越しに伝えませんでしたか。」

「記憶にありません。」

記憶にないをこうも連発されて、ホープリーは結論を出す。

「自分がしたことをそんなに思い出せないようでは、あなたは証言などまったくすべきではなかった。私があなたに会ったのは、私が電報事務所から帰る途中だったのではありませんか。だからその時点では、打電は済んでいたのです。」

「そうかもしれません。」

ロバーツはただ一言そう答えた。ホープリーが言ったのは、今この場での証言をロバーツはすべきでなかった、ということである。証人として不適格だということだ。「そうかもしれません。」というロバーツの答えは、それに対してのものでもあるようであり、あるいはそれに続く質問に対してのものであるようにもみえる。質問に対する答えだとすれば、それはロバーツ自身の証言を掘り崩すものとなる。というのも、ロバーツは、最初の証言で、ホープリー家を辞す際にキャンセラー氏に電報を打ち彼の派遣した医者による死後審査に付すようホープリーに対して懇願した、と述べていたからである。そこで、ホープリーは次のように述べる。

「これが新聞に載るよう希望する。今彼は、私がすでに打電しているのに、電報を打つよう私に勧めた、と言ったのだ。」

ロバーツの最後の応答。「私もそう希望する。」

これが、九番目の証人ロバーツ医師をめぐるやりとりの全てである。このやりとりが他の証人尋問とはまったく趣を異にしているというのは明白である。議長も、そして被告ホープリーも、この証人を非難している。証人は最初から自己弁護に汲々としている被告人さながらだ。こうした事態は、事件からこの審判に至る時点でのロバーツ医師のなんらかの行為に由来しているようである。やりとりの中で言及された「検視」・「証言」とはなにか。不可解さは、そのことをはっきりさせれば、自ずと氷解するだろう。

だがいまは、5月2日の審判の次第を、『ルーズ・タイムズ』5月9日付にしたがって、跡づけることに従事せねばならない。訴追者側証人10名のうち、あと一人が残っているだけである。

訴追者側の第10番目の証人は、ヘンリー・ミラー・エマリー (Mr. Henry Miller Emary) である。彼は、イーストボーン地区の生死登録官 (registrar of births and deaths) である彼の許に、ホープリーがレジナルドの死亡証明書を得ようと4月22日か23日に訪れたことを証言した。ホープリーの申し出に対し、エマリーは、

検視官と連絡をとってこないうちはどうしようもない、と応じた。ところが翌日またやって来た。それでエマリーは、ケースの概要を記したものと医者 of 証明書を持ってくれば検視官ジェル (Mr. Gell) に連絡をとってやろうと言ひ、実際にそうしてやった。訴追者側の意図としては、このホープリーの行為の中に、検視をなんとか避けて死亡証明書を得ようとする意志と性急さを印象づけようというのがあったらう。だがホープリーの反対尋問に答えて、エマリーは、ホープリーが規則から外れたことをしようとしているようには見えなかった、と訴追者側の思惑を否定している。彼によれば、ホープリーは、キャンセラー家とホープリー夫人のために検視を避けることができれば、と言ひそれを念じていたにすぎない。

### ホープリーの弁論

以上10名の訴追者側証人の証言が終わった後、ホープリー自身が弁論に立つ。その紙面で2段を越える弁論は、しかし、基本的には、10名の証人の証言の内に含まれる憶測を否定し消去したうえでなお浮かび上がる彼の一連の行為を、彼自身にしかわからない内的動機と意味の文脈の中に位置づけようとするものであった。

ホープリーはまず自らが「無実 (innocent)」だと述べたうえで、レジナルドが「まったく非常に特異な少年」だったということを強調するところから、その弁論を開始する。

彼は二つの特異な性癖をもっていた。あり得る限り異常な強情のスピリット (spirit of obstinacy) と、なにごととも決して学ぼうとしない同様に異常な決意とである。彼は15歳と16歳のあいだだった。1シリングと6ペンスとを弁別することもできなかった、あるいはできないふりをしていた。何枚かの貨幣を彼の前にばらまいておき、どれがシリングでどれが4ペニー貨かと尋ねても、誤った硬貨を指し示すだろう。すべてがこういう調子だった。しばしば彼は、強情の発作 (an obstinate fit) を頭に起こし、決意してなん日もなにもしなかった。どんな説得も優しい対応も、彼がそう望むまでは、まったく彼の決意を変えさせることができなかった。

そういう発作がクリスマス前やイースター前に起こったことに言及しつつ、ホープリーは、万策尽きてレジナルドの父親宛に書いた手紙全文の写しを提示する。その「1860年4月18日もしくは19日付」手紙は、これまでもし自分の子どもであれば採るべき方法をとってきたが、優しい説得 (kind reasoning) から穏和な処罰まです

べて効果なく、もっと厳しい方法 (harsher measure) が求められている、と父親に同意を求める趣旨のものであった。これに対する父親の4月20日付手紙二通も提示されているが、うち一通はホープリー宛で、「彼[レジナルド]に対するあなたのプランを妨げようとは思わない。」とホープリーに同意を与えるものである。「彼女[レジナルドの母親]は体罰 (corporal punishment) を非常に恐れているが、その手段に訴えねばならぬのだと私から彼女には告げましょう。」と書いているところを見ると、ホープリーとキャンセラー氏とのあいだで、もっと厳しい体罰が必要だという点で一致していたことがわかる。ただ、キャンセラー氏は、4月20日付手紙のもう一通をレジナルド宛に発送しており、「あなたの不幸な父親」から息子レジナルドに宛てたこの手紙が効果をもたなければ最後の手段に訴えて欲しいと条件を付けていた。

二通の手紙は、21日土曜日の朝の郵便で届けられた。「不幸な父親」から息子に宛てた手紙は効果をもたず、レジナルドの「発作」はそのままだった。そこで、夜9時頃に至るまでのレジナルドに対する説得も甲斐なく、不幸な事件と少年の死へと夜を迎えることになるのだが、その詳しい時々刻々の経過については、さきに訴追側証人として登場したエレン (ホープリー家のナース・メイド) の証言とつき合わせて検討するのが公正だろう。ここでは、ホープリーが父親の同意に基いた行為だという点を強調していたことをまず確認したうえで、時間的経過に関するもの以外のいくつかの弁論のポイントを指摘しておけば十分であろう。

第一に、すべてが冷静沈着に行なわれた、という主張である。「私は完全に冷静・平静で、怒りから自由であった」。「私は、この時間のあいだじゅうずっと、ほんの少しも平常心 (temper) を逸しなかった。不親切な言葉を投げつけることも決してなかった」。

第二に、レジナルドはすでに生徒室での打擲でぐったりしており、それを引き摺り上げて上の階の部屋に入れなお打擲したのではないか、という憶測を予想しての反論。生徒室で最後にはいったん素直になったレジナルドだったが、いざそれでは寝室に戻して寝せようとしたところ、「強情がそのコースを変えた」。「今度は階段を上がろうとしないことを決意したのである」。それで一歩ずつレジナルドを押し上げることを余儀なくされた。そして部屋に入ると、今度は服を脱ぐことを拒否したのである。

第三に、出血に関して。ホープリーによれば、証言が想定している出血量は「極端に誇張されている」。彼は自分の寝室に戻った時に初めて出血に気がついた。危険

を避けるために、細心の注意を払って、大腿部から下だけを打った。レジナルドの右手の傷は、大腿部を庇って右手を出したさいに生じたものにちがいない。また、ホープリー自身の手にも水膨れができ、それが潰れて出血していた。

第四に、検視を避けようとしたという憶測への反論。すくなくとも、検視を極力避けたいというキャンセラー氏の意向が表明されるまでは、そのような意図はなく、また、キャンセラー家の意向の変化を感じてからは、むしろ検視に積極的であった。検視官ジェル氏にもルーズに会いに行った。

最後にホープリーは付け加えた。

私が縄跳びの縄と歩行杖を使用した理由は、私が概してどんな種類の体罰 (corporeal punishment) も嫌悪している (averse) ので家にケーン (答 cane) を置いていなかったためなのです。

ホープリーは体罰反対論者だったのだ。

こうして自己弁護を展開し終えたホープリー側の証人として立ったのは、しかし唯一人エドワード・プライス・フィルポツ (Edward Price Philpots) のみであった。しかも、その証言は、次に掲げるもので全てである。

私はホープリー氏の生徒のひとりで、彼のところに住んでいます。私は故人が強情の発作を起こしているのを見たことがあります。21日の夜は彼の隣の部屋に寝ていましたが、目を覚ましていました。あなた [ホープリー] が4 + 4はいくらか彼に訊いているのを聞きました。彼はそれに答えていました。ほどなく彼が答えなくなったので、あなたは階下に下り何かを持ってきて彼を打ちました。また彼が間違ったとき、あなたは再び打ちました。私は彼が泣く (cry) のを聞きませんでした。唸る (groan) のを聞いただけです。この証言の余りの簡潔さに、人は少々拍子抜けしてしまうだろう。証人エドワードは、レジナルドの隣の部屋で事件の夜のなりゆきを聞いていたのである。とすれば、同様にレジナルドの隣部屋 (=子ども部屋) で聞いていた訴追側証人エレンの詳細な証言に対抗できるほどのものが提出されることが期待されよう。ところが、見られるように、エドワードの証言は、じっさいレジナルドが強情の発作を起こす生徒だったこと、打擲行為が教育活動に随伴するものだったこと、またレジナルドのあげた声はいつも彼があげる唸り声だけだったこと、この三点を述べたにとどまっている。してみると、時間的経過そのものに決定的な争点は設定されておらず、行為の実質が問題とされていたと考えられる。

しかし、ホープリー側のこの争点設定は、それほどの

効果を挙げられなかったようである。最後に議長は、結論として、「この事件が巡回裁判にかけられるべきものだと言うことになんの躊躇いもない。」と宣告した。ホープリーの行為は、巡回裁判へと送致され、女王の前で裁かれるべきものなのだ。そして、保釈金も本人が1,000ポンド、二人の保証人各500ポンド、という高額なものが設定され、5月2日の審判は終了することとなった。

### 3. 検視報道から一転、逮捕報道

#### 地元紙の出遅れ

1862年5月9日付『ルーズ・タイムズ』(=『イーストボーン・クロニクル』)は、5月2日の審判を以上のように詳細に報道した。しかも、ご丁寧にも、第2面にも「学校教師が故殺を犯した」との見出しで、第一証人ジョン・ヘンリー・キャンセラー師の証言を要約・再掲している。同紙としては、4月21日から22日の夜にかけて起きたホープリー事件を報じたのは、これが最初である。

しかしながら、この報道を読む限りでは、事件後から審判に至るまでのあいだに生じた或る出来事—それがすでに指摘したようにロバーツ医師の証言をめぐる不可解さの背後にあるのだが—が明かされていないために、事件とその後の経緯に不案内な読者にとって隔靴搔痒の感を抱かしめるものとなっていることは否めない。それとも、当時の『ルーズ・タイムズ』読者にとっては、或る出来事は新聞報道とは別にすでに衆知の事実となっていたのだろうか。そうかもしれない。だがともかくも、『ルーズ・タイムズ』自身報道の不足を感じたのか、その或る出来事について次号で報じることになる。それが、「ホープリー氏の事件に関する検視—検視の際と治安判事の面前と (The Inquest on Mr. Hopley's Case. Mr. Hopley at the Inquest and before the Magistrate rates.)」と題された5月16日付の正味2段の記事である。これは、5月2日の治安判事の審判よりも前に行なわれていた検視会におけるホープリーとロバーツ医師の証言をふり返って報じ、5月2日の証言との差異を際立たせようとするものであった。5月2日の審判でのロバーツ医師をめぐるやりとりの中で言及された「検視」・「証言」とは、この検視会とそこでの証言のことだったのである。

5月16日付のこの記事は、9日付で報じた審判の後、いったい検視の際の陪審員たちはなにをしていたんだという陪審員たちへの非難の声が多く聞かれるようになって

たが、その時点では無理もなかったのだ、と検視に立ち会った陪審員たちを擁護する意図で書かれている。その時点では、ホープリー家の召使いたちから噂はまだ流れていなかった。検死の死体解剖も行なわれておらず、当然ウィリス医師の証言(=解剖所見)も得られない状況だった。そうした条件の下で、ホープリーが「可哀想な少年を夜最後に見、朝最初に見つけたのは私なのだから、召使いたちはなににも知らない。」と断じ、またロバーツ(Bransby Roberts)医師が「もっともあり得べき死因は心臓病だ、というのが結論です。」と述べれば、陪審員たちが「これ以上証拠は得られないと考え、評決を下して」しまったのは仕方のないことだ、と。

しかしそれにしても、いったいその評決はどのようなものだったのか、いやそもそも検視会はいつ開かれたのか、そのことさえも記事からわたしたちが知ることができないのはどうしたことなのだろうか。またしても、ここには、衆知の事実の追認あるいは二番煎じといった趣が露呈している。それに、「我が社以外の記者はそこ[検視]に居合わせていなかった。」と胸を張るようにわざわざ記した背後に、微かに滲み出ている口惜しさはいったいなにを示しているのだろうか。

じつは、これまで、紙名からして純然たる地元紙だという理由から、まず『ルーズ・タイムズ』(=『イーストボーン・クロニクル』)紙に絞って検討を続けてきたわけだが、しかし、他紙の方がむしろ先んじていたという事実があったのである。地元紙『ルーズ・タイムズ』は、すくなくともこの事件に関する限り、出遅れていたのだ。

5月2日の治安判事の審判に関する報道においてさえも、サセックス州の他の競合紙に先んじられていた。たとえば、1745年創刊の伝統をもつ『サセックス・アドバタイザー (The Sussex Advertiser, Surrey Gazette, and West Kent Courier)』5月8日付は4面と7面に、それぞれ「イーストボーンの恐怖の破局 (The Terrible Catastrophe at Eastbourne)」・「学校教師による故殺、イーストボーン (Committal of a Schoolmaster for Manslaughter, at Eastbourne)」を掲載して、『ルーズ・タイムズ』に一日先行してかなりセンセーショナルな報道を展開していた。また、『サセックス・エクスプレス (Sussex Express, Surrey Standard, Herald of Kent Mail, and County Advertiser)』も、それより早く5月5日付の5面と6面で、「イーストボーンで過度の罰により生徒死亡 (Alleged Death of a Pupil from Excessive Punishment at Eastbourne.)」の見出しの下に、5月2日の審判を報じていた。こうした事



情は、他にも、イーストボーン周辺に本社をもついくつかの新聞の場合同様であった。イーストボーン以上にそれ以前からリゾート・タウンとして発展していたブライトンに本社をもち、「毎週4,000部の売り上げ」を誇る『ブライトン・オブザーバー (The Brighton Observer)』は、5月4日付で「残虐事件 (A Brutal Affair)」とホープリー事件審判を報じ、続いて5月11日付で「イーストボーンの悲劇 (The Eastbourne Tragedy)」という社説を掲げた。『ブライトン・エグザミナー (Brighton Examiner, Fashionable Directory, Sussex County Journal, & General Advertiser.)』も、5月8日付で、「学校教師の故殺容疑 (Charge of Manslaughter against a Schoolmaster)」と審判を報じていた。

まる一週遅れの『ルーズ・タイムズ』5月9日付の記事が二番煎じの趣を呈していたのは、すでに他紙の報道によって、ことホープリー事件に関する限り水をあけられていたことに帰因するものだったのである。もちろん、週刊新聞『ルーズ・タイムズ』にしてみれば、これは曜日のめぐり合わせの悪さが作用したといえよう。だが、審判以前に行なわれた検視の報道に関しては、その弁解が通らない『ルーズ・タイムズ』にとっての痛恨の〈特オチ〉だったのであり、同紙の出遅れはすでにここに始まっていたのである。

#### 検視－1860年4月24日

検視については、早くも4月28日付『サセックス・エクスプレス』が報じていた。第4面から第5面にわたる正味½段ほどの見出しのない記事ではあるが、それは、最後の三行を除いて、簡潔に検視の経過を再現したものである。少し長くなるが、全文訳出しておくことにしよう。

去る4月24日火曜日、イーストボーンのターミナス通りにあるディプロック氏の商業ホテルにおいて、レジナルド・チャネル・キャンセラーの遺体に関し、検視官ジェル殿 (F. H. Gell, Esq.) の前で検視が開催された。レジナルドは、イーストボーンのグラント・パレードのホープリー氏の生徒であり、一緒に住んでいた。陪審長は、トマス・ワッツ氏 (Mr. Thomas Watts)。

検視官は、陪審に対し、かれらが若きジェントルマンの死を調査するために選ばれたことを告げた。故人は、ホープリー氏の生徒であり、ベッドで死んでいるのを発見された。このような全ての場合について、法

は、陪審の前で調べられねばならないと命じている。検視官は、この件について彼自身の見解を恣いままにすることを許されない。調査されねばならない。しかし、調査は、いかなる種類の疑惑も示唆しなかった。

陪審は、続いて、遺体調べのためにグラント・パレードのホープリー氏の住まいに移った。戻った後、最初の証人が召喚された。

トマス・ホープリー氏の証言—私はグラント・パレード22番地に住み、数人の住み込みの生徒を教えています。故人である若きジェントルマンは、私の生徒の一人でした。彼の父親は、サリー州バーンズのJ・H・キャンセラー殿です。故人の年齢は15歳から16歳のあいだです。彼は、私のところに約8箇月あるいは9箇月居りました。彼は、私のところに来てからは、医者にかかったことはありません。彼には、精神的かつ身体的に、特異な質の魯鈍さがありました。私は、状況から、彼は心臓を冒されていたのかもしれない、と推測します。土曜日に私は彼と話をしていた、彼にまっ直ぐ立つよう言いましたが、彼はできないと言いました。いつものように元気そうでしたし後ですぐまっ直ぐ立ちましたので、その時は何も思いませんでした。その夜彼はいつもより遅い就寝でした。彼が部屋に戻ったのは10時頃だったと思います。もっと遅かったかもしれません。その日のディナーに彼は冷たい羊肉と魚を摂り、お茶にパンとバターを食べています。たまたま彼は、私たちの通常の家族の夕べの祈りに加わることを許されませんでした。私は彼の部屋で彼と宗教的 주제로話をしました。暫く彼と一緒にいた後、眠りに快いほどに落ち着かせ、ベッドに静かに彼を残して出ました。それが、生きている彼を見た最後でした。朝、いつものように私の子どもたちを見に、6時半頃階段を上りました。彼のドアは少し開いていました。なんの疑いももちませんでした。部屋を出る時私がそうしておいたのです。彼のドアは子ども部屋のドアの隣になります。私は、彼に昨夜は遅くまで起きていたのだからいつもどおり早く起きる必要はないよと言うために、彼の部屋に入りました。彼は、前の晩私が去る時と同じ姿勢で、横になっていました。横になる時のいつもの習慣どおり、身体を丸めていました。最初私は、彼は眠っていると思いました。しかしすぐに、彼の目がかすかに開いており、臉がいくぶん緩んでいましたので、彼が死んでいることを知りました。彼の額に手を当てると、冷たくなっていました。私は彼の腕を動かし曲げようとしたのですが、死んでかなりの時間経過したようで、それは硬直していました。身体の

いくつかの部分は、かすかに暖かいところもありました。私は妻にこのことを知らせ、故人の父親に電報を打つために駅に行きました。駅へ行く途中、ブランズビー・ロバーツ氏宅を訪ね、出来るだけ早く来てくれるよう召使いに伝言を託しました。日曜の朝は電報がそう早くは始まらなくて、駅でかなりの時間を費やしました。

外科医ブランズビー・ロバーツ殿の証言—私は生前の故人については何も知りません。去る日曜日の朝早く、私は呼ばれました。可能な限り早く行きましたが、ホープリー氏は家になかったので、また来ますと言って辞しました。駅からの帰り道でホープリー氏は私に会ったのです。彼は何が起こったかを私に告げました。我々はすぐに遺体を見に行きました。遺体はすでに入棺の準備がされていました。8時半頃でした。眼白のまわりにかすかな脱色がありましたが、他の点では遺体には何も妙なことはありませんでした。もっともあり得べき死因は、病歴からして、心臓の病である、と私は断言します。彼の死に際して、争った形跡は見えません。むしろ、眠ったままで死んだ可能性が大きいものです。彼が自然因によって死んだ (he died from natural causes.) ということになんの疑問もありません。彼の父親は、何年か前に彼がひどい猩紅熱を患った、と私に言いました。それは時々心臓病をひき起こすものです。父親は私に、ホープリー氏のところに居るあいだ少年は他の所にいた時より全ての点でずいぶん良くなっていた、と言いました。また、彼の息子は猩紅熱から完全には回復していなかったのだ、とも。

ホープリー氏は、次のように述べた。父親は、口頭でまた手紙で、彼の息子の処遇に関して満足していることを感謝をこめて表明していました。また、—こう付け加えることができるのは嬉しいことですが—彼の息子がホープリー家で自分は非常に幸せだといつも言っていた、と父親は述べていました。ホープリー氏は、慎重な調査を熱望した。

検視官は、もし陪審がさらなる証人を要求するならばホープリー家の召使いたちがすぐに召喚される、と言った。さらに、もし死後審査 (post mortem examination) が必要ならば、それももちろん執り行われるだろう、とも述べた。

陪審は、さまざまな質問をした後で、評決を宣言した。「故人はベッドの上で死んで発見された。その死は自然因によるものである (That death arose from natural causes.)。しかし、厳密な死因に関しては、それを示すに十分な証拠がない。」

この悲しい出来事は、当然にも、ホープリーの家族に大きな不幸 (affliction) を投げかけた。そして近隣のあいだに、深い同情 (sympathy) の感情が広がっている。

これとほとんど同内容の記事が、『サセックス・アドバタイザー』5月1日付第5面にも掲載されている。両紙はともにその正式名称の中にキャンセラー氏の自宅があるサリー州を含むものであり、それだけレジナルドの死に関心が向けられたのかもしれない。そうであっても、「我が社以外の記者はそこ[検視]に居合わせていなかった。」と胸を張ってみせた『ルーズ・タイムズ』ではあったが、居合わせていなかったはずの他紙によって検視の経緯が先んじて簡潔に報道されていたというのは事実である。

それらの記事によって、検視は4月24日火曜日につまり事件の日の二日後—開かれたこと、ホープリーが証言の中で打擲の事実に言及していなかったこと、また陪審の評決はレジナルドの「死は自然因によるもの」だとしたものであり、その結論にロバーツ医師の所見と証言が多大な影響を与えていたこと、を知ることができる。ロバーツ医師の証言は、レジナルドの死は「自然因による死」であり、心臓病の可能性が高いとさえ断言していた。これが、5月2日の審判で、顔だけを見て「推測」したにすぎないものとロバーツ医師自身によって否定されるに至るのである。なるほど、5月2日の審判におけるロバーツの立場は、被告席に座っていなかったとはいえ針の筵に座らせられたも同じであり、まことに微妙なものだったことが今となってはわかりすぎるほどわかる。彼はそこでは、「私は、顔と首のまわりを見ただけなんだ。」と叫ぶほかなかったのである。

それにしても、4月24日の検視の時点では、事件に対する人々の反応はむしろレジナルドの死がホープリー家にひき起こしたであろう悲しみに対して同情的なものであった。このことは、さきに全文引用した4月28日付『サセックス・エクスプレス』の最後の三行—「この悲しい出来事は、当然にも、ホープリー氏の家族に大きな不幸の影を投げかけた。そして近隣のあいだに、深い同情の感情が広がっている。」—に明瞭に反映されている。

#### 暗転—「イーストボーンの悲劇」

ところが、この状況が一変する。

すでに紹介し検討を加えた『ルーズ・タイムズ』5月9日付の記事は、訥々と審判のなりゆきを再現しようとした記録そのものであり、そこになにかしら感情的な論

評は差し挟まれていなかった。それでも、審判＝逮捕というなりゆきそのものの中に、また証言のはしばしに、ホープリーとその家族への同情は読みとれない。それどころか、後で明らかになることだが、証言の含意の中には、ホープリーの妻も血を洗い拭き上げる手助けをしたというものさえもあったのだ。だからホープリーは、弁論の中で、それを否定するのに躍起になっていたのである。

だが、他紙の場合、『ルーズ・タイムズ』が報じた審判の経過に加えてなにがしかの論評が挟まれており、また独立にホープリー事件への論評を社説として掲げたものさえ見られる。

それらの記事からまずわかることは、わたしたちのホープリー事件が一挙にイーストボーンを中心とする広範な地域を興奮の坩堝におとしいれたということである。『サセックス・エクスプレス』5月5日付は、第5面で、「最大の興奮がここイーストボーンで、トマス・ホープリー氏の逮捕によって引き起こされた。」と冒頭記し、あとはロバーツ医師の検視での証言を再掲したが、さらに第6面に詳細な審判の記録を掲載し再びその冒頭で「この地域にはまったく前例のないほどのセンセーションが、トマス・ホープリー氏の突然の逮捕によって湧き上がっている。」と繰り返している。

『サセックス・エクスプレス』5月5日付からわかることは、それだけではない。「その日の審判法廷は混雑を極めており、大きな興奮が町に惹き起こされた」こと、ホープリーが保釈金を支払えないままルーズの州監獄に移送されたこと、そしてまたホープリーの略歴さえも紹介されている。

ホープリー氏は、ルーズで開業していた外科医ホープリー氏の息子であり、フライアーズ・ウォークに面するハイ・ストリートの角の家に住んでいた。彼は、長いこと、若者の教育 (tuition) に携わり、また我々の指導的な家族の子どもたちの学習を監督してきた。数年前にルーズを離れてイーストボーンに移り、以来そこに居を構えている。身体教育についての自らの見解を鼓吹するのにきわめて熱心だったが、最近では染色・漂白業に従事する子どもたち一異常な熱気の中で18時間から19時間働かされるという残酷な処遇を受けている一のために世論を喚起することに尽力していた。それによれば、当時議会で議論されていた染色・漂白業に従事する子どもたちの労働時間を短縮するための法律の制定に向けて、ホープリーは精力的に活動し彼の公刊したパンフレット『改善を求めて叫ぶ不正義 (Wrongs which cry for Redress)』が多大な貢献をした、とい

うのである。ホープリーは、博愛主義的な教育論者であった。

『サセックス・アドバータイザー』5月8日付も、第7面「学校教師による故殺、イーストボーン」と題して5月2日の審判の次第を報じ、その冒頭で「トマス・ホープリー氏に対する令状が発せられたことが知られた結果、最大の興奮が、火曜日のイーストボーンに惹き起こされた。」と書いているのは、『サセックス・エクスプレス』5月5日付と同様である。しかしそこには、新たな情報も二つ付け加えられている。一つは、ホープリーの保釈金の額が当初議長＝治安判事が提示した額より釣り上げられたということである。議長は当初、本人500ポンド・保証人各200ポンドを提示した。しかし、キャンセラー側の代理人スキヤッディング氏の反対で、本人1,000ポンド・保証人各500ポンドで決着した。その結果、ホープリーは保釈金を支払えないまま水曜日にはルーズの州監獄に収監されることになった。もう一つは、その日の審判が午前10時に始まり午後7時15分まで続けられたということである。なんと9時間15分ものあいだ法廷は人で一杯だったのである。

これだけの「興奮」と「センセーション」の高まりの中で、当然、さまざまな噂が飛び交うことにもなる。『サセックス・アドバータイザー』5月8日付は、第4面「イーストボーンの恐怖の破局」で、そうした噂のいくつかに言及している。

記事は、「短い地上の生に残酷な終幕を迎えさせられた可哀想な若者の家族に、もっとも深い同情が表明された。」としたうえで、イーストボーンでの興奮とそれゆえの「憤りやむかつき」がいろいろな噂や物語を流れ出させていることにふれる。ここでは、ホープリーの行為はすでに「残酷な (cruel)」行為であり、さきにホープリーとその家族に向けられていた「同情」は一転してレジナルドとその家族に向けられている。噂の再生産は新聞の使命ではなくまたその気もないとしながらも、記事が伝える噂とは、次の二つである。一つは、ロンドンの内務次官が、ホープリーの保釈を禁じて彼を監獄に収監するよう指示した、というもの。もう一つは、ホープリーが自殺を図ったというものである。記事はこの二つの噂をなんの根拠もないものと一笑に付しているが、この事件がホープリーにとって彼を絶望の淵に立たせるものであったこと、そしてすでにイングランド中の注視的的となり始めていたことを語って余りある噂ではあろう。

だが記事の眼目は、むしろ事件の本質に迫ろうとするところにあった。それによれば、詳細は当局の今後の調査に待ちコメントは差し控えねばならないにしても、事

件が「懲治 (correction) を口実に可哀想な若者キャンセラーに対し巧妙かつシステムティックにかつ断固として行使されたモンスター的残酷」であることはまちがいない。しかし、懲治は、あってはならないことに、「残酷で獣じみた処罰」へと加速されたのである。引用しよう。

我々は、彼の動機もしくは目的を非難しはしない。懲らしめ (chastisement) は必要でありそれを実行する際の決然性が本質的なのだ、と彼はおそらく考えかつ実行に移したのだろう。しかしながら、彼の「システム」の成功を確立し彼の生け贄の上に勝利の凱旋を飾ろうとする哀れな欲望は、一步一步徐々に、残酷で獣じみたものへと加速された処罰に懲治を転換 (convert) し、同様に、腹を立てた教育者 (pedagogue) の尊大さを悪党の抑制の利かない非人間性へと転換したのである。

教育者を悪党へと転向 (conversion) させる「哀れな欲望」というメカニズム、というここでの洞察あるいは問題領域の設定は、だが、懲治=懲らしめ=体罰を非難し得ない点で『ブライトン・オブザーバー』の論調と微妙なしかし決定的な分岐を見せている。『ブライトン・オブザーバー』は、5月4日付「残虐事件」で審判の次第を報じたが、さらに5月11日付では「イーストボーンの悲劇 (The Eastbourne Tragedy)」と題する正味1段の社説を第2面に掲げた。その論調の詳細な分析は後に譲らざるを得ないが、それは、結論として、「この不幸な事件」をめぐる強烈な世論が「イングランドの学校における全ての体罰 (corporal punishment) の廃棄を疑いもなく急務とするだろう」ことを予測しかつ提言していたのである。

ホープリー事件は、たんに法注釈書が整理してみせていたように体罰容認の枠組みを明らかにしたものであるだけでなく、むしろ、とくに5月2日以降の新聞紙面が体現しているように、それ以上に人々の体罰への嫌悪感情を刺激し表出させたものであり、さらに『ブライトン・オブザーバー』にみられるように、体罰の廃棄が急務であることを自覚させた事件でもあったのである。

### 暫定的小括

かくして、1986年以前のイギリスの学校体罰判例に範型を与えてきたホープリー事件に着目し事件そのものを明らかにしようとするわたしたちの試みは、ともすれば事件自体はトリビアなものでありそれへの反応・論評などもそれほどのもものではなかったかのような印象を与

えてしまいがちの先行諸研究を超えて、事件がきわめてセンセーショナルなものとして当時の人々の話題・論題となったことを浮き彫りにした。まさにわたしたちのホープリー事件は、当時イギリス中を震撼させた一大事件だったのだ。

残念ながら、当初は、本稿で扱った5月までの新聞報道に加えて、ホープリー事件裁判のクライマックスたる夏期巡回裁判に関する新聞報道ならびに教育ジャーナリズムでの論評をも分析の対象にして、一挙にまとまった研究として公表する予定であったが、予想以上に5月までの新聞報道の分析に至るまでに紙数が重なり、また時間の制約もあって、今回はとりあえずここまでで中断せざるを得なくなった。予定されていた後半部分は、次の機会に提出させていただくということでご容赦願いたい。

夏期巡回裁判は7月23日にルーズで開かれるが、法廷の回りは群衆で溢れ、前代未聞の抽選によって傍聴者が選ばれるほどとなった。また、ご婦人方用に特別にしつらえられた階段席も満杯となった。そういう状況であったから、新聞報道も当然過熱した。『サセックス・アドバータイザー』は、図4. にみられるようなスペシャル版まで出す騒ぎだった。ロンドンの新聞もそれに呼応した。1842年にハーバート・イングラムによって創刊された<sup>10)</sup>『イラストレイティッド・ロンドン・ニュース』はもとより、『タイムズ』紙も、いやイギリス中の新聞がその多寡の差はあれ裁判報道の列に加わったのである。そういう報道の中、つまらないことかもしれないが、事件を起こしたホープリーが当時41歳だったということなども明らかとなるだろう。それゆえ、当時台頭し始めていた教育ジャーナリズムもこれを無視できるような状況ではなかった。好むと好まざるとにかかわらず、ホープリー事件に言及せざるを得なかったはずである。1860年時点で教育雑誌と分類されるものの中でこの事件がどう遇されたか。すでに史料の収集・通読は完了している。

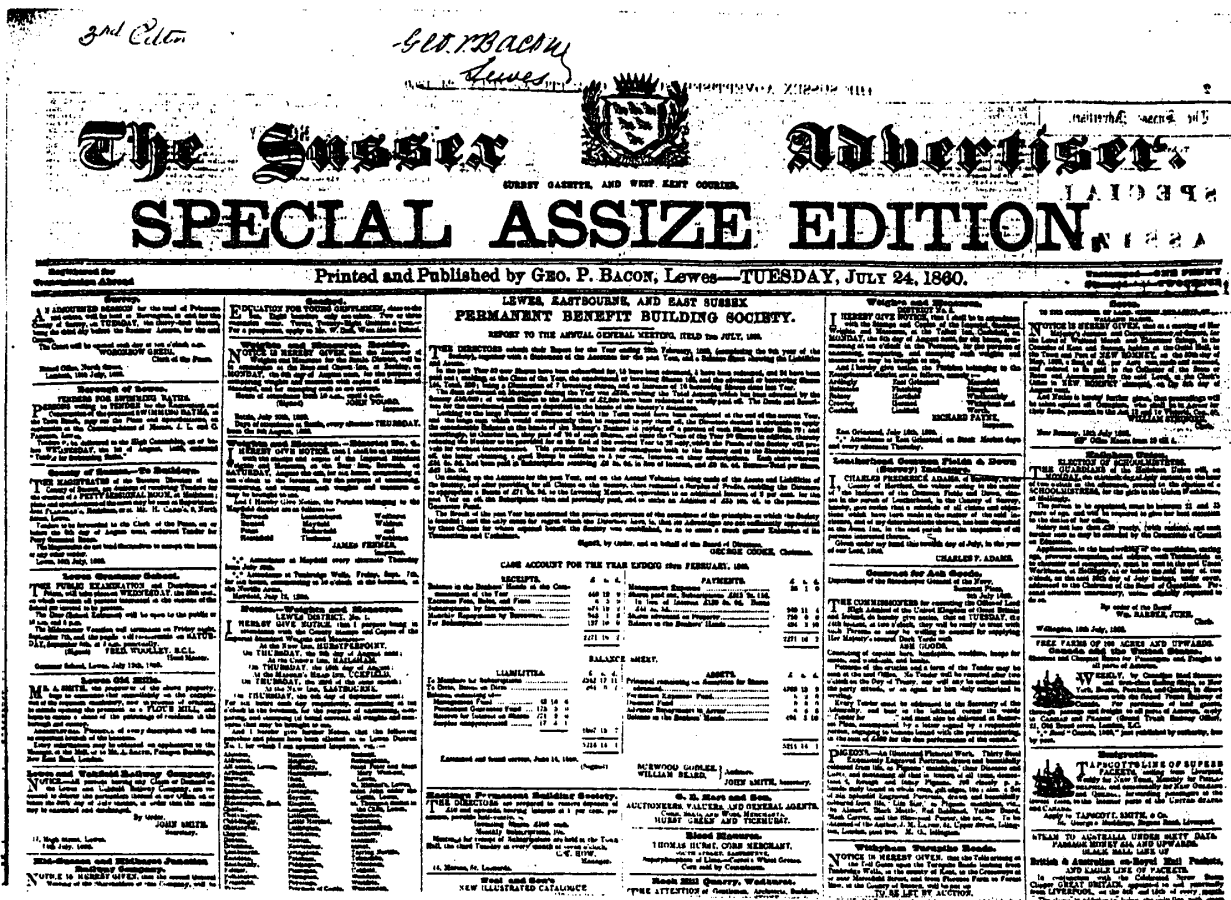


図4. 夏期巡回裁判特報 (The Sussex Advertiser, 24 July 1860, Special Assize Edition)

註

- 1) *The Brighton Observer*, May 11, 1860, p. 2
- 2) 拙稿「イギリス学校体罰判例史1860-1929：ホープリー事件の教育史的読解」牧証名他編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房，1992年。簡潔なまとめとして，拙稿「体罰の教育社会史—あるいはロックの迷宮」中内敏夫編『叢書 産む・育てる・教える』第2巻，藤原書店，1991年，参照。
- 3) *STOPP NEWS*, Summer 1986, vol. 2, No. 3
- 4) イギリスでの学校体罰法禁への経緯に関しては，Terry King, *The Politics of Corporal Punishment*, Sheffield Papers in Education Management 61, Sheffield City Polytechnic, Department of Education Management, 1987. とくにpp.51-55を参照。
- 5) *The Guardian*, 23 July 1986, p. 1
- 6) 拙稿「体罰否定の教育史的意義—英・米からの素描」『現代のエスプリ』No.302, 1992年，参照。
- 7) 拙稿「イギリス学校体罰判例史研究：1860-1929」『お茶の水女子大学人文科学紀要』第40巻，1987年
- 8) *Halsbury's Laws of England*, 4th ed., 1977, vol. 15: Education, p.46
- 9) *The Digest: Annotated British, Common Wealth and European Cases*, vol. 19, 1981 reissue, pp.512-513
- 10) たとえば，Barrel, G. and J. Partington, *Teachers and Law*, 6th ed., 1985. また，Harris, N., *The Law relating to Schools*, 2nd ed., 1995, pp.314, 322-324, を見よ。
- 11) 高柳賢三・末延三才編『英米法辞典』有斐閣，1952年，291頁
- 12) 前掲拙稿「イギリス学校体罰判例史1860-1929：ホープリー事件の教育史的読解」；「イギリス学校体罰判例史研究：1860-1929」
- 13) Leinster-Mackay, D. P., "Regina v Hopley: Some Historical Reflections on Corporal Punishment", *Journal of Education Administration and History*, vol. 9, No. 1, 1977, pp. 1-6
- 14) *British Library Catalogue* 中に，ホープリーの著作として，以下のものが挙げられる。
  - 1854 A Lecture on Respiration: being the Sixth of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man, London
  - 1855 A Lecture on Respiration, the 3rd thousand (edition), London
  - 1856 An Introductory Lecture on Education; being the First of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man, 2nd edition, London
  - 1857 A Lecture on Bodily Exercise: being the Second of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man, 3rd edition, London
  - 1858 Bodily Exercise (continued). the Third of a Series of Plain and Simple Lectures on the Education of Man, London. (curiously including Wrongs which cry for Redress in the latter half part.)
  - 1859 Wrongs which cry for Redress. to the Men and Women of the United Kingdom: Letter I. Written

with a View to the Formation of a Popular Opinion upon Solemnly-momentous Questions, 2nd thousand, London

- 1860 Facts bearing on the Death of R. C. Cancellor : with a Supplement and a Sequel, London
- 1864 The Hopley Divorce Case. A Cry to the leading nation of the world of justice : and for the souls of my wife and children : dedicated to Lord Brougham, published by the said Thos. Hopley, at 141, Fleet Street, London
- 1868 Hints bearing upon so-called "Spiritualism". The Brothers Davenport and Mr. Fay., London
- 1869 A Supplement to the Plain Statement of Facts, published by the said Thomas Hopley, at 32, Torrington Square, London
- 15) Leinster-Mackay, *op. cit.*, p. 2
- 16) 印紙税条例による。詳しくは、村上直之『近代ジャーナリズムの誕生—イギリス犯罪報道の社会史から』岩波書店, 1995年, 参照。
- 17) Eastbourne Ref. Library (FAX 01323-649174) のLorna Kenward 氏からの1995年4月10日付回答。また、それによれば、*The Eastbourne Gazette*も、1862年から1927年までのものをマイクロ・フィルムで、1984年以降のものを製本して所蔵している由。これまた、ロンドンの新聞図書館が所蔵している1862年2月18日付第136号以降の*The Eastbourne Gazette*の複製であろう。
- 18) リチャード・D・オールティック『ヴィクトリア朝の緋色の研究』国書刊行会, 村田靖子訳, 1988年, 86頁

[附記] 本稿は、1995年3月18日から5月17日にかけての2ヶ月間、幸いにも在外研究のためロンドン大学 Institute of Education の Department of History, Humanities and Philosophyに籍を置かせていただいた際に手がけていた研究の成果の一部です。Dr. Richard Aldrich の的確な指導を得て、もちろん史料へのアクセスにとっての地理上の便宜もあり、日本にいたときにはなかなか手つけられずにイライラしながらそのままにしていた研究計画が、次から次へと進展していく醍醐味を味わわせていただきました。本来ならば、その年の夏には史料を読み直してまとめる予定でしたが、他の仕事に忙しくこの主題に没入することは不可能でした。今夏やっとこの主題にとりかかることができ、史料の読み直しから再開した次第です。とはいえ、いったいどのように構成したらよいものか一度は途方に暮れてしまい、結局、史料探索の順序どおり（じつはいつもそうなのですが）構成することとして、書き始めたのが八月末。しかも、体裁が三文探偵小説のパロディー風になってしまったので、分量も増え時間もかかり、とご覧のとおりとあえず前半部分を提出するという体たらくとなってしまいました。本人はこれまでになくことのほか楽しんでいるのですが、ひょっとするとそれが響きをかうことになるかもしれません。なお、ロンドン大学教育史研究室担当のMs. Sheila Fieldにはさまざまな便宜を取り計らっていただきました。彼女の助力なしには、地理に不案内なわたしの探偵ごっこは不可能だったでしょう。厚く感謝申し上げます。

(1996年9月30日)